

車検証の電子化に伴い、  
臨時運行許可申請

(仮ナンバー)の申請自動車の  
確認書類の取扱いが変わりました。



## 【変更点】

①車検証等の原本が提示できない場合の取扱いが  
変わりました。

車検証等の写しに「原本と相違ありません」と記載し  
提出すれば、原則、車台番号の拓本は不要となりました。

自動車検査証 令和 4年12月 1日 東京運輸支局長 41123000001

品川 399 さ 1234 令和 4年12月 普通 乗用 自家用 98765 0001

コクドコウツウ 箱型

SHADAI-001 ガソリン 1,59<sup>15</sup>

ZXX-ABC99 ABD-3E 750 600

5人 1350 1625 448 173 149

国土交通

平成10年騒音96db, その他

**みほん**  
原本と相違ありません

裏面もご覧下さい。  
この裏面には電子部品（ICチップ）を  
内蔵したICタグがありますので、大切に  
使用・保管してください。

※ただし、提示された書面に疑義  
がある場合などは、当該車両の車  
台番号の拓本を提出いただく場  
合があります。

②電子車検証の場合「自動車検査証記録事項」が  
提示書類として有効となりました。

A

記録年月日 年 月 日

自動車検査証記録事項

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号

車台番号

登録年月日/交付年月日 年 月 日 初度登録年月 年 月 日 有効期間の満了する日 年 月 日

2. 所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称

## 自動車臨時運行許可申請制度とは

未登録の自動車や車検が切れている自動車の運行を新規登録や新規検査、継続検査のため運輸支局等へ回送する場合などに限り臨時的に認め、目的、経路などを特定したうえで、申請日または申請日の翌日から5日を限度に最小限の日数で臨時運行許可番号標（仮ナンバー）を貸し出しする制度です。

（車検が切れている車両の生活目的、事業目的での運行は、臨時運行許可の対象とはなりません。）

## 手続きに必要なもの

### 1. 申請自動車の確認書類（いずれか1つ）

やむを得ず、原本を提示できない場合は、確認書類の写しに「原本と相違ありません」と記載し、提出してください。

- 自動車検査証
- 登録識別情報等通知書
- 一時抹消登録証明書
- 自動車予備検査証
- 自動車検査証返納証明書
- 自動車検査証記録事項 等

### 2. 臨時運行する自動車の自動車損害賠償責任保険証明書または自動車損害賠償責任共済証明書の原本（臨時運行日に有効なもの）

### 3. 申請者の運転免許証など本人を確認できるもの

### 4. 手数料 1件 750円

申請窓口	電話番号
津市役所本庁2階税務総合窓口	059-229-3129（市民税課）
久居総合支所市民課	059-255-8824
河芸総合支所市民福祉課	059-244-1702
芸濃総合支所市民福祉課	059-266-2513
美里総合支所市民福祉課	059-279-8113
安濃総合支所市民福祉課	059-268-5514
香良洲総合支所市民福祉課	059-292-4301
一志総合支所市民福祉課	059-293-3002
白山総合支所市民福祉課	059-262-7013
美杉総合支所市民福祉課	059-272-8083